

基 発 0401 第 54 号
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（以下「通達」という。）により実施しているところであるが、今般、通達の別紙の算定基準を下記のとおり改定することとしたので、了知の上、別紙の改定後の算定基準に基づき、管内の柔道整復師団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

記

1 通達の一部改定

通達の別紙の一部を次のように改定する。

- (1) 「平成 25 年 7 月 1 日以降の施術」を「平成 26 年 4 月 1 日以降の施術」に改める。
- (2) 「初検料 2,360 円」を「初検料 2,475 円」に改める。
- (3) 「再検料 350 円」を「再検料 375 円」に改める。
- (4) 「包帯交換料 骨折、不全骨折又は脱臼 700 円」を「包帯交換料 骨折、不全骨折又は脱臼 720 円」に改める。
- (5) 「包帯交換料 捻挫・打撲 350 円」を「包帯交換料 捻挫・打撲 360 円」に改める。

2 施行期日について

本改定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の施術分について適用すること。

(別紙)

労災保険柔道整復師施術料金算定基準

(平成 26 年 4 月 1 日以降の施術)

初 検 料	2,475 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、午後 10 時から午前 6 時までの間の初検料については、所定金額に 3,740 円を、また、休日において初検を行った場合は 1,870 円を、それぞれ所定金額に加算する。
初検時相談 支援料	100 円	注 1 初検時において、傷病労働者に対し、次の (1) 及び (2) を行った場合に初検時相談支援料を算定する。 (1) 職業復帰に向けた施術内容、施術期間、職業復帰見込時期及び就労に当たっての励行・禁止事項をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。 (2) 施術に伴う日常生活で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。 2 初検料のみ算定した場合には、初検時相談支援料を算定できないものとする。
往 療 料	2,230 円	注 1 往療距離が片道 2 km を超え 8 km の場合については、2 km 又は、その端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 km 超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間 (午後 10 時から午前 6 時までの間を除く。) 往療については、所定金額 (注 1 による加算金額を含む。) の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 午後 10 時から午前 6 時までの間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額 (注 1 による加算金額を含む。) のそれぞれ 100 分の 200 に相当する金額を加算する。 4 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患者に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患者の所在地を起点とする。
再 検 料	375 円	注 1 再検料の算定は、初検料を算定した月においては 1 回、翌月以降は 1 か月 (暦月) 2 回を限度とする。 2 再検料の算定は、初検料を算定した月の翌々月を限度とする。
指導管理料	680 円	注 1 週間に 1 回程度、1 か月 (暦月) に 5 回を限度とし、後療時に算定できるものとする。
休業証明書	2,000 円	
冷 罨 法	100 円	注 1 負傷当初より行った場合に加算できる。 2 温罨法との重複算定は認められない。

運動療法料	340 円	注 各種運動器具を使用した場合に算定できる。 1 1週間に1回程度、1か月（暦月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。 2 部位、回数に関係なく1日340円とし、20分以上運動療法を行うこと。
施術情報提供料	1,000 円	注 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、情報提供料として1,000円を算定する。
電気光線療法料	550 円	柔道整復師が傷病労働者施術に当たり、その施術効果を促進するため、柔道整復業務の範囲内において保険衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合は、1回につき550円を支給する。 ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気光線療法を行った場合であっても1回として算定する。
宿泊料 ・ 食事料	1,400 円 470 円	柔道整復師の施術所に通院することが極めて困難な病状にある傷病労働者が柔道整復師の施術を受けるために当該施術所に宿泊したときは、1日につき、宿泊料として1,400円、1食につき、食事料として470円を支給する。

特別措置料金

	特別材料費	包帯交換料													
骨折、不全骨折又は脱臼	1,620 円	<u>720</u> 円													
捻挫・打撲	970 円	<u>360</u> 円													
<p>特別材料費は、1負傷部位について1回算定できる。 包帯交換料は、次の包帯交換時に算定できる。</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>初回の包帯交換時 -----</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>初検日から起算して1週間以内の包帯交換時 -----</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>初検日から起算して1週間から2週間以内の包帯交換時 -----</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>初検日から起算して2週間から3週間以内の包帯交換時 -----</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>初検日から起算して3週間から4週間以内の包帯交換時 -----</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>初検日から起算して4週間を超えての包帯交換時 -----</td> <td>1 回</td> </tr> </table>			{	初回の包帯交換時 -----	1 回	初検日から起算して1週間以内の包帯交換時 -----	1 回	初検日から起算して1週間から2週間以内の包帯交換時 -----	1 回	初検日から起算して2週間から3週間以内の包帯交換時 -----	1 回	初検日から起算して3週間から4週間以内の包帯交換時 -----	1 回	初検日から起算して4週間を超えての包帯交換時 -----	1 回
{	初回の包帯交換時 -----	1 回													
	初検日から起算して1週間以内の包帯交換時 -----	1 回													
	初検日から起算して1週間から2週間以内の包帯交換時 -----	1 回													
	初検日から起算して2週間から3週間以内の包帯交換時 -----	1 回													
	初検日から起算して3週間から4週間以内の包帯交換時 -----	1 回													
	初検日から起算して4週間を超えての包帯交換時 -----	1 回													

部 位		整復（固定・施療）料	後療料	備 考
骨 折 (整復料)	大 腿 骨	10,800 円	760 円	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して1,020円とする。
	上腕骨・下腿骨	10,800		
	鎖 骨	4,920		
	前 腕 骨	10,800		
	肋 骨	4,920		
	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指（手・足）骨	4,920		
不全骨折 (固定料)	骨 盤	8,640	640	関節近接部位の骨折により生じた拘縮が2関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間（3週間）経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して900円とする。
	胸骨・肋骨・鎖骨	3,600		
	大 腿 骨	8,640		
	下腿骨・上腕骨・ 前腕骨・膝蓋骨	6,600		
	手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指（手・足）骨	3,360		
脱 臼 (整復料)	股 関 節	8,400	640	脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。
	肩 関 節	7,440		
	肘 関 節・膝 関 節	3,360		
	顎 関 節	2,160		
	手関節・足関節・ 指（手・足）関節	3,360		
打 撲 及 び 捻 挫	910	615	1 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい挫傷を伴う場合もある。）は、打撲及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫の施療料及び後療料は、指1本の場合は所定料金とし、指2本の場合は所定料金を2倍した金額、指3本の場合は所定料金を3倍した金額、指4本以上の場合は所定料金を4倍した金額とする。 3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。	

備考 後療において強直緩解等のため温罨法を併施した場合は、骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間を除き、1回につき95円を加算する。

(別紙)

打	撲	捻	挫
頭部	面部	頸部	關節部
顏部		肩部	關節部
頸部		肘部	關節部
胸部		手部	關節部
背部 (肩部を含む。)		中指・指	關節部
上部	腕部	腰部	關節部
肘部		股部	關節部
前腕部		膝部	關節部
手根・中手		足部	關節部
手指		中足趾・趾	關節部
腰部	臀部		
大腿部			
膝部	腿部		
下部			
足根・中足			
趾部			

基 発 0401 第 55 号
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

標記については、昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－1「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」(以下「通達」という。)により実施しているところであるが、今般、通達の別紙の算定基準を下記のとおり改定することとしたので、了知の上、別紙の改定後の算定基準に基づき、管内の関係団体と協定の締結を行い、円滑な運営を図られたい。

記

1 通達の一部改定

通達の別紙の一部を次のように改定する。

- (1)「平成 25 年 7 月 1 日以降の施術」を「平成 26 年 4 月 1 日以降の施術」に改める。
- (2)「初検料 2,710 円」を「初検料 2,810 円」に改める。
- (3)「施術料 はり・きゅう 1 術の場合 1 日 1 回限り 2,550 円」を「施術料 はり・きゅう 1 術の場合 1 日 1 回限り 2,600 円」に改める。
- (4)「施術料 はり・きゅう 2 術(はり・きゅう併用)の場合 1 日 1 回限り 3,950 円」を「施術料 はり・きゅう 2 術(はり・きゅう併用)の場合 1 日 1 回限り 3,960 円」に改める。
- (5)「施術料 マッサージ マッサージを行った場合 1 日 1 回限り 2,550 円」を「施術料 マッサージ マッサージを行った場合 1 日 1 回限り 2,600 円」に改める。
- (6)「施術料 マッサージ 温罨法を併施した場合 1 回につき 95 円加算」を「施術料 マッサージ 温罨法を併施した場合 1 回につき 100 円加算」に改める。
- (7)「施術料 マッサージ 変形徒手矯正術を行った場合 1 肢につき 555 円」を「施

術料 マッサージ 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 565 円」に改める。

(8)「施術料 はり又はきゅうとマッサージの併用 1日1回限り 3,950 円」を「施術料 はり又はきゅうとマッサージの併用 1日1回限り 3,960 円」に改める。

2 施行期日について

本改定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の施術分について適用すること。

(別紙)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成 26 年 4 月 1 日以降の施術)

初	検	料	2,810 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に 650 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に 1,870 円を加算する
往	療	料	2,160 円	注 1 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については 2 キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 960 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,880 円を加算する。 2 夜間往療については、所定金額（注 1 による加算金額を含む。）の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3 2 戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患家の所在地を起点とする。
施 術 料	はり・きゅう	1 術 の 場 合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 3,960 円	
	マ ッ サ ー ジ	マッサージを行った場合	1 日 1 回限り 2,600 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		温罨法を併施した場合	1 回につき 100 円加算	
	変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 565 円		
	はり又はきゅうと マッサージの併用	1 日 1 回限り 3,960 円	注 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ（結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等））を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。	
電 気 ・ 光 線 器 具 に よ る 療 法			1 日 1 回限り 550 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波（若しくは極超短波）又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に 2 回以上又は 2 種類以上の電気・光線器具を使用しても 1 回として算定する。
休 業 証 明 料			1 件につき 2,000 円	休業（補償）給付請求書における証明